

## 滋賀県人権施策推進計画の改定（見直し）について

### 1 趣旨

現在の「滋賀県人権施策推進計画」は平成28年3月の改定から7年目を迎えており、その間、社会情勢の変化とともに、部落差別解消推進法等の差別解消に関する関係法の施行や、新型コロナウイルス感染症に関連した様々な人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での誹謗中傷の深刻化、性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認)への社会の関心の高まりなど、人権をめぐる様々な課題や状況に変化が見られる。

こうした人権をめぐる社会情勢の変化や、令和3年度に実施した「人権に関する県民意識調査」の結果等を踏まえた課題への対応を図るため、改定時期を令和7年度末(2025年度末)から前倒しし、計画の内容を見直す。

### 2 計画の性格

- (1)人権施策基本方針を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2)滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3)「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

### 3 経緯

平成13年4月 滋賀県人権尊重の社会づくり条例施行  
平成15年3月 滋賀県人権施策基本方針策定  
平成16年3月 人権意識高揚のための教育・啓発基本計画策定  
平成23年3月 滋賀県人権施策推進計画策定  
平成28年3月 滋賀県人権施策推進計画(第1次改定版)策定

### 4 計画の期間

平成28年(2016年)4月～令和8年(2026年)3月(10年間)  
【平成28年度(2016年度)～令和7年度(2025年度)】  
※次期改定の時期は令和6年(2024年)7月頃を予定

### 5 見直しの進め方

滋賀県人権施策推進審議会での審議を踏まえ、人権施策推進本部を中心に、各分野別計画との整合を図り、見直し作業を進める。

### 6 スケジュール（審議会等）

令和5年10月 滋賀県人権施策推進審議会 第12期第1回会議(骨子案たたき台)  
令和6年 2月 滋賀県人権施策推進審議会 // 第2回会議(素案)  
4月 県民政策コメントの実施  
6月 滋賀県人権施策推進審議会 第12期第3回会議(原案)  
7月 計画策定・公表

※上記のほか、必要に応じて書面等による意見照会を行う可能性あり

# 滋賀県人権施策推進計画の改定（見直し）について

## 1. 計画見直しの趣旨等

### 1 計画見直しの趣旨

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」に基づき、県では、人権施策の総合的な推進を図るための方針として「滋賀県人権施策基本方針」を策定している。また、この方針に掲げる人権施策全般を具体化し、総合的、計画的な推進を図るため、「滋賀県人権施策推進計画」を策定している。

現在の計画は平成28年の策定（改定）から7年目を迎えており、その間、部落差別解消推進法等の関係法令の施行、新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害の発生、インターネット(SNS)上での人権侵害の深刻化、性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認)への社会の関心の高まりなど、人権をめぐる様々な課題や状況に変化が見られる。

こうした人権をめぐる社会情勢の変化や、令和3年度(2021年度)に実施した県民の人権意識の調査結果等を踏まえた課題への対応を図るため、改定期を令和7年度末(2025年度末)から前倒しし、計画の内容を見直す。

### 2 計画の性格

- (1) 「滋賀県人権施策基本方針」を総合的、計画的に推進するための行動計画
- (2) 滋賀県政の最上位計画である「滋賀県基本構想」をはじめとして、県が策定する他の構想・計画・指針等と整合した計画
- (3) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定される地方公共団体の責務として、県が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画

### 3 現行の計画期間

平成28年度(2016年度)から令和7年度(2025年度)まで(10年間)

## 2. 社会情勢の変化の状況

### (1) 新たな人権問題の発生・既存の人権課題の変化等

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う様々な人権侵害の発生
- ・SNS上での誹謗中傷等、インターネット上の人権侵害の深刻化
- ・インターネット上における被差別部落の地名の掲載・被差別部落を撮影した動画の投稿などの部落差別の深刻化
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認)などの性の多様性の問題に関する意識の変化
- ・セクハラ・パワハラ等のハラスメントの問題に対する意識の高まり 等

### (2) 人権に関係する主な法令の施行・改正状況

【平成28年(2016年)】

- ・部落差別の解消に関する法律(部落差別解消推進法)
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

【令和元年(2019年)】

- ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)
- ・<改正>ハンセン病問題の解決の促進に関する法律

【令和2年(2020年)】

- ・<改正>労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)
- ・<改正>新型コロナウイルス等対策特別措置法
- ※新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別の防止に関する規定の新設に関する改正

【令和3年(2021年)】

- ・<改正>特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)
- ・<改正>刑法
- ※インターネット上の誹謗中傷の深刻化を受けた侮辱罪の厳罰化等に関する改正

【令和5年(2023年)】

- ・子ども基本法
- ・性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法 ※施行日未定

## 3. 令和3年度「人権に関する県民意識調査」の結果（概要）

### ①人権についての考え方

- ・今の滋賀県は「人権が尊重される社会」になっていると思うか
- 「そう思う」という回答が50%を超えている一方、「そう思わない」も約20%ある

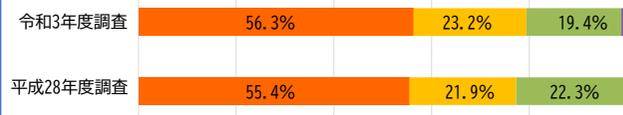
### ②人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

- ・「人権が尊重される社会」の実現に向けてどう思うか
- 「自分も実現に向けて努力したい」という積極的な回答が約40%で最も多い一方、「特に考えていない」や「なりゆきにまかせる」という消極的な回答も多い
- ・②で「なりゆきにまかせる」と答えた場合、そう考える理由は何か
- 「『人権が尊重される社会』がどのようなものかが想像できず、自分が何をすればよいかかわからないため」が約30%で最も多く、次いで「自分一人が努力してもどうにもならないと感じるため」、「仕事や学業、日常生活等で忙しく、他のことを考えている余裕がないため」が多い

### 【図】 令和3年度「人権に関する県民意識調査」の結果（抜粋）

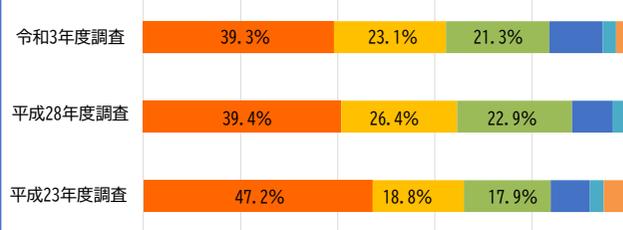
#### ①今の滋賀県は、「人権が尊重される社会」になっていると思いますか。

(左から「そう思う※」・「そう思わない※」・「わからない」)  
※「どちらかといえば」を合算した割合



#### ②「人権が尊重される社会」の実現に向けて、あなたの思いに近いものを選んでください。

(左から「自分も実現に向けて努力したい」・「特に考えていない」・「なりゆきにまかせる」)

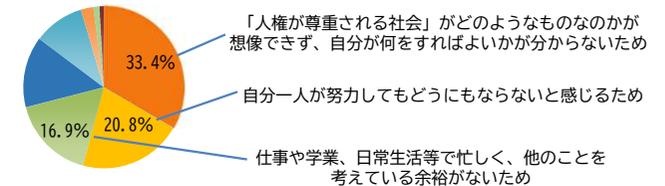


- ③啓発活動（広報誌/講演会・研修会等）の接触状況と人権についての考え方の関係性
- ・啓発活動への接触状況が高い人ほど、人権が尊重される社会の実現に向けて「自分も努力したい」という積極的な回答が多い

### ④人権侵害を受けた時の対応の状況

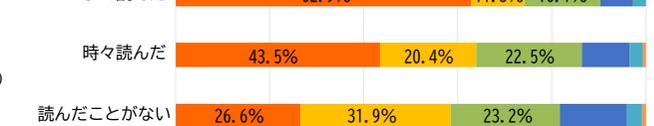
- ・前回(平成28年度)や前々回(平成23年度)の調査結果と比較すると、人権侵害を受けた時に「何もなかった」という回答が減少した一方、「法務局、県、市町、警察等の行政機関に相談した」という回答が増加している

(②で「なりゆきにまかせる」と答えた人に) なぜそのように思われますか。

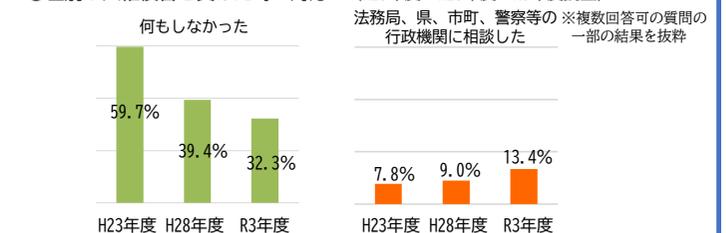


### ③啓発活動への接触状況（広報誌）×人権が尊重される社会の実現に向けての考え方

(左から「自分も実現に向けて努力したい」・「特に考えていない」・「なりゆきにまかせる」)



### ④差別や人権侵害を受けた時の対応 ※(H23年度・H28年度・R3年度調査)



## 4. 計画見直し（議会報告等）のスケジュール（案）

令和5年9月議会常任委員会(計画の見直し) → 11月議会常任委員会(骨子案) → 令和6年2月議会常任委員会(素案) → 県民政策コメント(4月) → 6月議会常任委員会(原案) → 計画改定・公表(7月頃)